

○千葉県中小企業融資損失てん補条例施行規則

改正後	改正前
<p>(損失てん補願書等の様式) 第三条 略 2 知事は、条例第四条第二項の規定により損失てん補契約を締結するときは、 <b>中小企業融資損失てん補承諾書</b>(別記第二号様式)を交付するものとする。</p>	<p>(損失てん補願書等の様式) 第三条 略 2 知事は、条例第四条第二項の規定により損失てん補契約を締結するときは、 <b>損失てん補承諾書</b>(別記第二号様式)を交付するものとする。</p>

(改正後)

第一号様式 (第三条第一項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会  
会 長

—

中小企業融資損失てん補願書

別紙のとおり借入金について保証をいたしましたので御承諾くだされたく、中小企業融資てん補条例第4条の規定によりお願いします。

(改正前)

第一号様式 (第三条第一項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会  
会 長

印

中小企業融資損失てん補願書

別紙のとおり借入金について保証をいたしましたので御承諾くだされたく、中小企業融資てん補条例第4条の規定によりお願いします。

(改正後)

第三号様式 (第四条)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名 〃  
会 長

中小企業融資損失てん補申請書

年 月 日第 号により承諾を受けて保証をした借入金につき下記のとおり損失を受けましたので、条例第6条の規定により損失計算書及び必要な証拠書類を添え、次のとおり中小企業融資損失てん補金の交付を申請いたします。

てん補申請額

て ん 補 承 諾 額 円

代 位 弁 済 額 円

てん補請求時までの回収額 円

差 引 損 失 額 円

(改正前)

第三号様式 (第四条)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名 〃  
会 長

中小企業融資損失てん補申請書

年 月 日第 号により承諾を受けて保証をした借入金につき下記のとおり損失を受けましたので、条例第6条の規定により損失計算書及び必要な証拠書類を添え、次のとおり中小企業融資損失てん補金の交付を申請いたします。

てん補申請額

て ん 補 承 諾 額 円

代 位 弁 済 額 円

てん補請求時までの回収額 円

差 引 損 失 額 円

(改正後)

第五号様式 (第六条)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名       
会 長

回 収 報 告 書

保証をした借入金の回収がありましたので、規則第6条の規定により別紙のとおり報告いたします。

(改正前)

第五号様式 (第六条)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名       
会 長

回 収 報 告 書

保証をした借入金の回収がありましたので、規則第6条の規定により別紙のとおり報告いたします。

(改正後)

第六号様式 (第七条第一項及び第二項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名 〃  
会 長

求償権放棄等事前承認申請書

年 月 日付け 第 号をもつて損失のてん補の承諾を受けた求償権の放棄 (不等価譲渡・資本的劣後化) を次のとおり行いたいので、中小企業融資損失てん補条例第14条第1項の規定によりその承認を申請いたします。

処 理 番 号		保 険 種 別	
債 務 者 名			
放棄・不等価譲渡・資本的劣後化実施予定日			
放棄・不等価譲渡・資本的劣後化事由			
現在の求償権残高			
放棄後の求償権残高・不等価譲渡の対価・資本的劣後化を行わない求償権額			
代位弁済 (予定) 日			

添付書類

- 再生計画書等の写し (別紙及び再生計画書中で参照する資料がある場合には、その写しを含む。)
- 公庫の包括保証保険約款第21条の2第1項に規定する別に定める基準に該当する放棄、不等価譲渡又は資本的劣後化である旨の協会の所見及びその根拠が記載されている書類の写し

(改正前)

第六号様式 (第七条第一項及び第二項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名 〃  
会 長

求償権放棄等事前承認申請書

年 月 日付け 第 号をもつて損失のてん補の承諾を受けた求償権の放棄 (不等価譲渡・資本的劣後化) を次のとおり行いたいので、中小企業融資損失てん補条例第14条第1項の規定によりその承認を申請いたします。

処 理 番 号		保 険 種 別	
債 務 者 名			
放棄・不等価譲渡・資本的劣後化実施予定日			
放棄・不等価譲渡・資本的劣後化事由			
現在の求償権残高			
放棄後の求償権残高・不等価譲渡の対価・資本的劣後化を行わない求償権額			
代位弁済 (予定) 日			

添付書類

- 再生計画書等の写し (別紙及び再生計画書中で参照する資料がある場合には、その写しを含む。)
- 公庫の包括保証保険約款第21条の2第1項に規定する別に定める基準に該当する放棄、不等価譲渡又は資本的劣後化である旨の協会の所見及びその根拠が記載されている書類の写し

3 当該債務者に対して複数口の債権を有する場合には、放棄額等の配分及びその根拠を示した整理表

3 当該債務者に対して複数口の債権を有する場合には、放棄額等の配分及びその根拠を示した整理表

(改正後)

第七号様式 (第七条第三項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名       
会 長

求 償 権 放 棄 等 実 施 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもつて承認を受けた求償権の放棄（不等価譲渡・資本的劣後化）を次のとおり実施したので通知します。

処 理 番 号		保 険 種 別	
債 務 者 名			
放棄・不等価譲渡・資本的劣後化実施日			
放棄・不等価譲渡・資本的劣後化実施前の求償権残高			
放棄後の求償権残高・不等価譲渡の対価・資本的劣後化を行わない求償権額			
不等価譲渡の場合の回収報告書提出(予定)日			

添付書類

- 債務者に提出した求償権の放棄を証する書類、不等価譲渡先と締結した契約書又は資本的劣後化を証する書類等の写し
- 当該債務者に対して複数口の債権を有する場合には、放棄額等の配分及びその根拠を示した整理表
- 再生計画書等に変更がある場合にあっては、変更後の再生計画書等の写し（変更

(改正前)

第七号様式 (第七条第三項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名       
会 長

求 償 権 放 棄 等 実 施 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもつて承認を受けた求償権の放棄（不等価譲渡・資本的劣後化）を次のとおり実施したので通知します。

処 理 番 号		保 険 種 別	
債 務 者 名			
放棄・不等価譲渡・資本的劣後化実施日			
放棄・不等価譲渡・資本的劣後化実施前の求償権残高			
放棄後の求償権残高・不等価譲渡の対価・資本的劣後化を行わない求償権額			
不等価譲渡の場合の回収報告書提出(予定)日			

添付書類

- 債務者に提出した求償権の放棄を証する書類、不等価譲渡先と締結した契約書又は資本的劣後化を証する書類等の写し
- 当該債務者に対して複数口の債権を有する場合には、放棄額等の配分及びその根拠を示した整理表
- 再生計画書等に変更がある場合にあっては、変更後の再生計画書等の写し（変更

後の内容が確認できるものの抜粋で足りる。)

後の内容が確認できるものの抜粋で足りる。)



(改正後)

第八号様式 (第七条第三項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名  
会 長

求 償 権 放 棄 等 中 止 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもつて承認を受けた求償権の放棄 (不等価譲渡・資本的劣後化) を次の理由により行わなかつたので通知します。

処 理 番 号		保 険 種 別	
債 務 者 名			
中 止 の 理 由	1 再生計画等の変更に伴う取り止め 2 再生計画等の不成立又は実行の中止 3 その他 ( )		

(改正前)

第八号様式 (第七条第三項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名  
会 長

求 償 権 放 棄 等 中 止 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもつて承認を受けた求償権の放棄 (不等価譲渡・資本的劣後化) を次の理由により行わなかつたので通知します。

処 理 番 号		保 険 種 別	
債 務 者 名			
中 止 の 理 由	1 再生計画等の変更に伴う取り止め 2 再生計画等の不成立又は実行の中止 3 その他 ( )		

(改正後)

第八号様式の二 (第七条第四項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名             
会 長

劣後化求償権弁済等通知書

年 月 日付け 第 号をもつて承認を受けた求償権の資本的劣後化  
について、債務者に次の事由が生じたので通知します。

処 理 番 号		保 険 種 別	
債 務 者 名			
事 由	1 資本的劣後化を実施した求償に係る債務の弁済を行ったこと、又は弁済を約したこと。 2 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定等がなされたこと。 3 その他 ( )		

(改正前)

第八号様式の二 (第七条第四項)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名             
会 長

劣後化求償権弁済等通知書

年 月 日付け 第 号をもつて承認を受けた求償権の資本的劣後化  
について、債務者に次の事由が生じたので通知します。

処 理 番 号		保 険 種 別	
債 務 者 名			
事 由	1 資本的劣後化を実施した求償に係る債務の弁済を行ったこと、又は弁済を約したこと。 2 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定等がなされたこと。 3 その他 ( )		

(改正後)

第九号様式（第八条）

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名 〃  
会 長

債権放棄承認申請書

年 月 日第 号をもって交付を受けた損失てん補金に係る求償債権を次のとおり放棄したいので、中小企業融資損失てん補条例第14条第2項の規定によりその承認を申請いたします。

- 1 損失てん補金受領額 円
- 2 放棄しようとする債権額 円
- 3 理由

(改正前)

第九号様式（第八条）

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県信用保証協会 氏 名 〃  
会 長

債権放棄承認申請書

年 月 日第 号をもって交付を受けた損失てん補金に係る求償債権を次のとおり放棄したいので、中小企業融資損失てん補条例第14条第2項の規定によりその承認を申請いたします。

- 1 損失てん補金受領額 円
- 2 放棄しようとする債権額 円
- 3 理由